

燃料消費実績報告制度におけるデータの検証等に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
登録規則細則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

燃料消費実績報告制度におけるデータの検証等に関する事項

改正理由

2016 年 10 月に開催された IMO 第 70 回海洋環境保護委員会 (MEPC70) において、国際航海に従事する総トン数 5,000 トン以上の船舶を対象に、燃料消費実績の報告を義務付ける MARPOL 条約附属書 VI の改正が、決議 MEPC.278(70)として採択された。本会は既に同改正を本会規則に取り入れている。

その後、2017 年 7 月に開催された IMO 第 71 回海洋環境保護委員会 (MEPC71) において、報告された燃料消費実績に関するデータの検証について、その手順を定めたガイドラインが決議 MEPC.292(71)として採択された。

また、日本籍船舶にあっては、2018 年 3 月に省令、船舶検査心得等が改正され、当該報告制度実施のための規定が定められた。

このため、決議 MEPC.292(71)及び上記省令改正等に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 報告された燃料消費に関するデータの検証は、決議 MEPC.292(71)を参考に実施する旨規定した。
- (2) 主管庁の判断で、船舶のエネルギー効率に関する規制が免除される「1 回限りの国際航海」に関し、日本籍船舶の場合、往復の国際航海は臨時的であっても「1 回限りの国際航海」とはみなさない旨明記した。
- (3) 船籍国への報告が義務付けられている燃料消費に関するデータに関し、本会船級船であって日本籍船舶の場合は、当該データの日本国政府への報告を、本会を介して行う旨規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.4, 3.5.2
登録規則細則 付録 1
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.1.1, 3.4, 3.5.1, 3.5.2